

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について**～目安はAランク54円、Bランク56円、Cランク56円～**

第75回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）で、令和8年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられました。

【答申のポイント】**（ランクごとの目安）**

各都道府県の引上げ額の目安については、**Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円**。

注．都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B Cの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示しています。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっています。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56円

この答申は、今年の6月26日に開催された第74回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、6回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会に示すものです。

今後は、各地方最低賃金審議会でも、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、**各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定**することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,176円となります。この場合、**全国加重平均の上昇額は55円（昨年度は66円）**となります。また、引上げ率に換算すると4.9%（昨年度は6.3%）となります。

【地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移】

年度 最低賃金額	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
時間額(円)	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
対前年度引上げ額(円)	25(※)	25	26	27	1	28	31	43(※)	51	66
(前年度比) (%)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)	(0.11)	(3.10)	(3.33)	(4.48)	(5.08)	(6.26)

（注）1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 () 内は引上げ率 (%) を示す。

3 (※) は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分（平成28年度、令和5年度は+1円）が含まれる。

【厚生労働省】令和8年度地域別最低賃金額改定の目安についてhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74920.html